

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

I 共通事項

1 一般的な留意点

- (1) 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（2mを目安に）する。
- (2) 感染防止のための来所者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の来所制限を含む）
 - ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は来所しないように呼びかける。
 - ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し来所を制限することも検討する。
 - ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、来所者、施設利用者等の名簿を適正に管理することも検討する。
- (3) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用（職員及び来所者に対する周知）
- (5) 施設の換気（可能な限り複数の窓を同時に開ける、換気設備を十分に活用するなどの対応）
- (6) 施設の消毒（下記2ほかのとおり）

2 設備等の感染対策例

- (1) 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- (2) 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- (3) 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- (4) 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

3 トイレ（本部、経済センター支所は施設管理者が対応）

- (1) 便器内は、通常の清掃が良い。
- (2) 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- (3) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- (4) ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

4 休憩スペース

- (1) 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- (2) 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- (3) 共有する物品（テーブル、いす等）は、適宜消毒する。
- (4) 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

5 ゴミの廃棄

- (1) 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- (2) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。

(3) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

6 清掃・消毒

(1) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。

※通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。

(2) 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

7 その他

(1) 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

(2) 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

(3) イベントの開催については、規模の大小を問わず、開催を自粛する。

II 特記事項

① 事務室、会議室等における対策例

- 1 マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- 2 適切な消毒や換気等が行われること。
- 3 通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密集する状況となった場合には適切に入場制限を行うとともに、一方通行の誘導を行うこと。

(令和2年5月14日)